

事業主 殿

**【臨時開催】**

堺労働基準協会

令和4年度 製造業 職長等安全衛生教育 開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
事業者は 労働安全衛生法第60条、同規則第40条第3項の規定により、**新たに職務に就くことになった職長または労働者を直接指導、監督する者（作業主任者は除く）**に対して、安全衛生教育を実施するよう義務付けられています。

今回、令和5年4月より食料品製造業、新聞業・出版業・製本業及び印刷物加工業につきまして、職長等に対する安全衛生教育が義務化されます。これに伴い受講希望者が増化したため臨時開催することに決定しましたので、是非、この機会に関係事業者様は受講頂きますようご案内申し上げます。

## 記

- 日時 **【臨時開催】 令和 5年 3月 28日(火)～ 29日(水)**  
1日目:8:50～16:10(受付開始30分前より)  
2日目:9:00～16:30(受付開始30分前より)
- 会場 **堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3-4-11(旧大和産業ビル2階)**
- 教育科目  
1)職長の役割、指導・教育、監督・指示の方法 3時間  
2)適正配置、作業手順、作業方法の改善、異常時の措置、災害時の措置 3時間  
3)職場環境の改善、点検、創意工夫、設備の改善、環境改善方法 3時間  
労働災害防止についての関心の保持、創意工夫を引き出す方法  
4)リスクアセスメント、OSHMS (RAの実施・低減措置) 3時間  
**※ 建設業 職長・安全衛生責任者教育(2時間)は、今回御座いません。**
- 講習料 製造業 職長等安全衛生教育  
会員 1名 14,900円(受講料 13,497円、テキスト代・補助資料 1,403円(税込))  
会員外 1名 16,800円(受講料 15,397円、テキスト代・補助資料 1,403円(税込))
- 定員 **30名** (定員になり次第締めきります)
- 申込み 受講申込書、講習料を添えて**堺労働基準協会**まで持参して下さい。(ファックス可)  
\*協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ事前連絡願います。  
(銀行振込の場合)  
①振込先:三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会  
②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。  
③申込後1週間以内に受講料全額を振込み下さい。  
振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票、テキストを着払で送付します。
- 申込期日 **受講日の2週間前**まで
- その他  
\*申込み以降キャンセル、当日欠席されても受講料は返金いたしません。  
\*受講票、テキスト・補助資料、筆記用具を受講時、持参して下さい。  
\*駐車場はありません。公共交通機関を利用して下さい。  
\*昼食は各自で済ませて下さい。  
\*全講習時間を受講された方に修了証を交付いたします。  
\*受講者の講習期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。  
\*問合せは堺労働基準協会(TEL 072-233-5396)へ連絡下さい。